

# 開成町公園再整備の方針

～今ある公園を最大限に生かし、行きたくなる、人が集まる公園づくりを目指して～

令和7年4月

開成町都市計画課



# 目 次

## 1. 方針の策定について

1-1 方針策定の背景と目的	・・・・・ 1
1-2 方針の対象	・・・・・ 1
1-3 方針の位置づけ	・・・・・ 2

## 2. 開成町の概要について

2-1 町の概要について	・・・・・ 3
2-2 都市計画に係る状況について	・・・・・ 4
2-3 その他開成町を取り巻く状況	・・・・・ 6

## 3. 開成町の公園の現況と課題について

3-1 公園の設置状況について	・・・・・ 7
3-2 公園維持管理の状況について	・・・・・ 10
3-3 公園の課題について	・・・・・ 11

## 4. 公園再整備の方針について

4-1 公園に求められる基本的な役割について	・・・・・ 15
4-2 公園再整備における基本的な考え方について	・・・・・ 16
4-3 効果的に公園の再整備を進めるために	・・・・・ 17
4-4 取組内容について	・・・・・ 18



# I. 方針の策定について

## 1-1 方針策定の背景と目的

本町の公園は、設置から数十年が経過しているものが多く、施設や遊具の老朽化が進み始める状況であり、計画的な施設の修繕及び更新が必要な状況となってきています。また、コロナ禍をはじめとした様々な社会情勢の変化により、公園に求められる役割が多様化し、現在の公園では、住民ニーズに十分に応えきれていない局面を迎えていきます。

そこで、まちの活力と魅力ある公園のあり方について検討を行い、これまで整備してきた既存公園をできる限り活用しながら、町全体の魅力を向上し、適切な管理により将来にわたって快適に利用でき、多様化するニーズに応えながら魅力的で地域に親しまれる公園づくりを目指すため、「開成町公園再整備の方針」（以下、「本方針」という。）を定めます。

## 1-2 方針の対象

開成町内には、都市公園のほか、農村公園やその他小規模な公園（条例公園）などがありますが、公園の規模や設置施設などを考慮し、以下の都市公園 13箇所を本方針の対象とします。

### ◆方針の対象となる公園一覧

No.	都市公園名
1	延沢西河原児童公園
2	屋敷下第1公園
3	屋敷下第2公園
4	開成駅前公園
5	開成駅前第2公園
6	中家村公園
7	松ノ木河原第1公園
8	松ノ木河原第2公園
9	鳥見行公園
10	竈崎公園
11	中川原公園
12	みなみ中央公園
13	平中島公園



↑4 開成駅前公園 ↓6 中家村公園



### 1 – 3 方針の位置づけ

本方針は、本町の最上位計画である「第六次開成町総合計画」(令和7年4月策定予定)と、本町の都市計画に関する基本的な方針を定めた「開成町都市計画マスターplan」(令和8年3月改定予定)に即するものとします。また、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定めた「緑の基本計画」(平成8年3月策定)との整合を図るものとします。

#### 上位計画

第六次開成町総合計画（令和7年4月策定）

・町の最上位計画  
まちづくり全般に関する基本的な計画

即する

開成町都市計画マスターplan（令和8年3月改定予定）

・町の都市計画に関する基本的な計画

即する

### 開成町公園再整備の方針

整合

関連計画

緑の基本計画

・町の緑地の保全や緑化に関する計画

## 2. 開成町の概要について

### 2-1 町の概要について

#### (1) 位置と自然的条件

開成町は、神奈川県西部の足柄上地区中央部に位置し、東京から70km圏内、横浜からも50kmの距離にあり、町域は東西1.7km、南北3.8km、総面積は6.55km<sup>2</sup>と県内で一番面積が小さな町です。

明治22年4月の町村制施行により岡野村、金井島村、延沢村、円通寺村、中之名村、宮台村、牛島村の7村が合併して酒田村が誕生しました。そして、昭和30年2月1日には、小田原藩当時から行政区域の変更もなく存続していた吉田島村と酒田村が合併して開成町が誕生しました。

本町の東には酒匂川が流れ、西には箱根外輪山、南には相模湾、北には丹沢山塊を望むなど、自然に恵まれたなだらかな平坦地となっています。



#### 【開成町民憲章】

わたくしたちは、酒匂川の清流と緑と太陽に恵まれた開成町の豊かな自然を誇りとし、「開物成務」をめざした住みよいまちづくりに願いをこめて、ここに町民憲章を定めます。

- ◎ 自然とすまいの調和を大切にし、魅力あるまちをつくります。
- ◎ 恵まれた環境を守り、うるおいのあるまちをつくります。
- ◎ 教養を深めスポーツを愛し、文化の高いまちをつくります。
- ◎ ゆずりあう心で、ふれあいの輪が広がるまちをつくります。
- ◎ 健康をよろこび勤労を尊び、いきいきとしたまちをつくります。

出典:「令和6年 開成町の概要」

#### (2) 人口動態について

温暖な気候や交通網の発達により住宅地としての発展を続け、開成町が誕生した昭和30年の人口4,633人から令和2年には人口18,329人となりました。

年齢区分別の人口割合は、年少人口（0～14歳）が14.8%、生産年齢人口（15～64歳）が59.1%、老人人口（65歳以上）が26.1%となっています。

人口増減の推移としては、町内に流入する人の数が町外に流出する人の数を上回る「社会増」の状況が続いている一方で、生まれた人の数と亡くなった人の数の差である「自然増減」については、ここ数年はやや減少傾向で推移しています。

現在は人口増加が続いている状況ではありますが、将来的には人口減少が緩やかに進んでいくことが予想されています。なお、第六次開成町総合計画では、令和14年度（2032年度）の目標人口を20,000人と定めています。

出典:「第六次開成町総合計画」及び「開成町の概要」

## 2-2 都市計画に係る状況について

### (1) 土地利用規制状況（用途地域等）について

昭和 40 年に町内全域を都市計画区域に指定し、現在北側及び南側の一部を市街化調整区域 (3.71ha)、町域の中央と南側の一部を市街化区域 (284ha) に指定しています。

特に北側地域は全域が市街化調整区域で、そのほぼ全域が農業振興地域に指定され、良好な農地が保全されています。



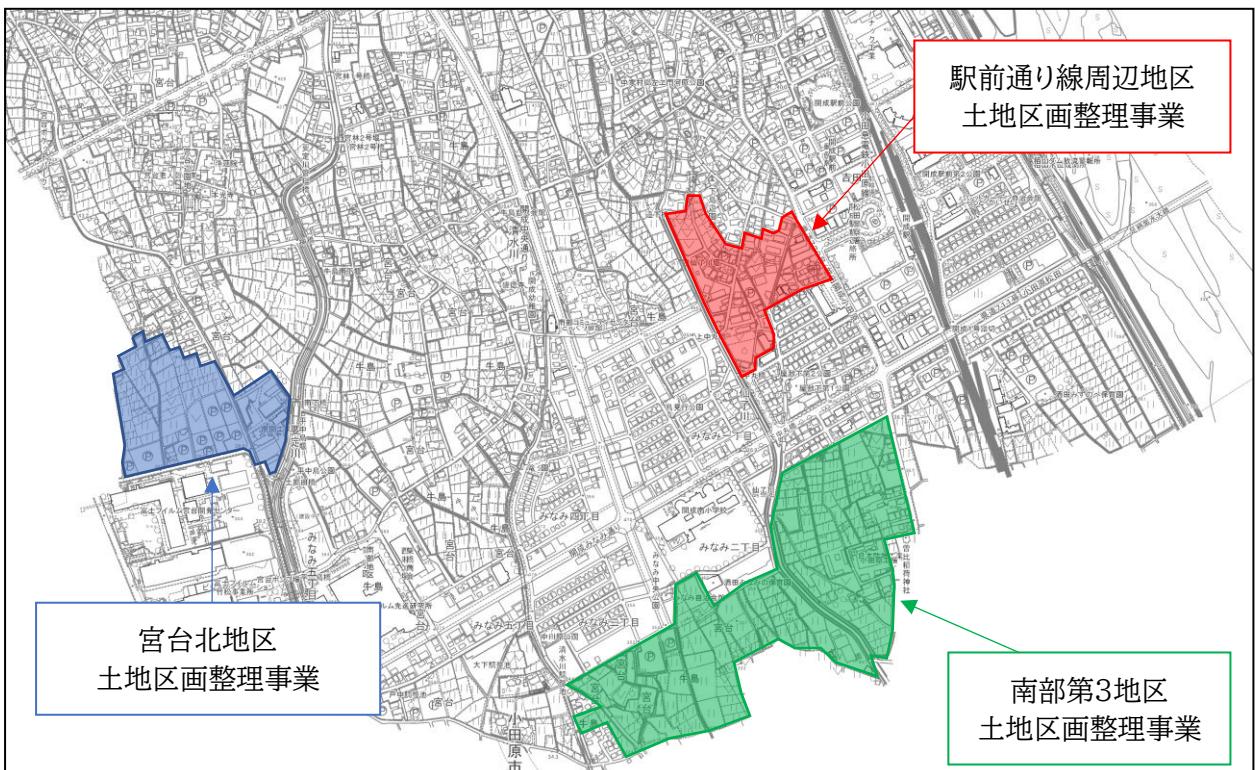
凡 例		
	都 市 計 画 区 域	
	市 街 化 区 域	
用 途 地 域	建ぺい率 %	容積率 %
第一種低層住居専用地域	50	100
第二種低層住居専用地域	50	100
第一種中高層住居専用地域	50	150
第一種住居地域	60	200
近隣商業地域	80	200
商業地域	80	400
準工業地域	60	200
工業地域	60	200
工業専用地域	60	200

資料:「第11回都市計画基礎調査」

(2) 今後予定されている都市計画事業等について

事業名	完了予定年度	計画人口	新規都市公園の有無
駅前通り線周辺地区 土地区画整理事業	2033 年度	1,460 人	無
宮台北地区 土地区画整理事業	未定	—	有 (約 1,500 m <sup>2</sup> )
南部第3地区 土地区画整理事業	未定	1,400 人	有 (約 4,400 m <sup>2</sup> )

◆各事業の区域図



## 2-3 その他開成町を取り巻く状況

### （1）開成町地球温暖化対策実行計画

開成町は令和2年3月に、「ゼロカーボンシティ」を表明し、2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロを目指して取組を進めています。

また、令和2年5月には国内初となるZEB認証庁舎が開庁したのを契機と捉え、住宅のゼロエネルギーへの補助、電気自動車購入への補助を実施しています。

「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、役場庁舎以外の公共施設においても省エネ化を進めていく必要があるため、公園においてできる取り組みを整理してきます。

### （2）子ども・子育て支援事業計画

第六次開成町総合計画において、基本目標1「未来を担う子どもを育むまち」を掲げ、子育て環境の充実に取り組むこととしています。

また、第二期開成町子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月策定）においては、基本理念を「あんしん子育て すこやか子育ち 笑顔あふれるまち・かいせい」とし、基本目標4「安心・豊かな子育て環境の整備」を掲げ、子どもに安心なまちづくりの推進を図るとしています。

### （3）国の動向

- 1) 「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」提言書（令和4年10月公表、国土交通省） 都市公園の新時代～公園が生きる、人がつながる、まちが変わる～
  - ・新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする。
  - ・しなやかに使いこなす仕組みをととのえる。
  - ・管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる。
- 2) 都市公園法の改正（平成29年5月12日公布）
  - ・民間活力を最大限活かし、緑とオープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市公園法等6つの法律が改正。
  - ・都市公園法の改正では、民間活力による新たな都市公園の整備手法を創出し、公園の再生・活性化を推進するため、都市公園において飲食店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を選定する「公募設置管理制度（Park-PFI）」の創設や、PFI事業の設置管理許可期間の延伸（10年→30年）、公園の活性化に関する協議会の設置などが可能となった。

### 3. 開成町の公園の現況と課題について

#### 3-1 公園の設置状況について

##### （1）公園の状況一覧について

町内には 46箇所の公園等があり、そのうち都市公園は 13 箇所あります。都市公園のすべてが主として街区内に居住する方が利用することを目的とする「街区公園」の種別に分けられ、都市公園の中では小規模の公園となっています。

13 箇所ある都市公園の半数以上は開設から 15 年以上経過しており、40 年以上経過している公園も 3 箇所あります。設置後に大規模な改修を実施した公園はほとんどなく、公園施設も全体的に老朽化が進んできている状況です。

##### ◆都市公園一覧表

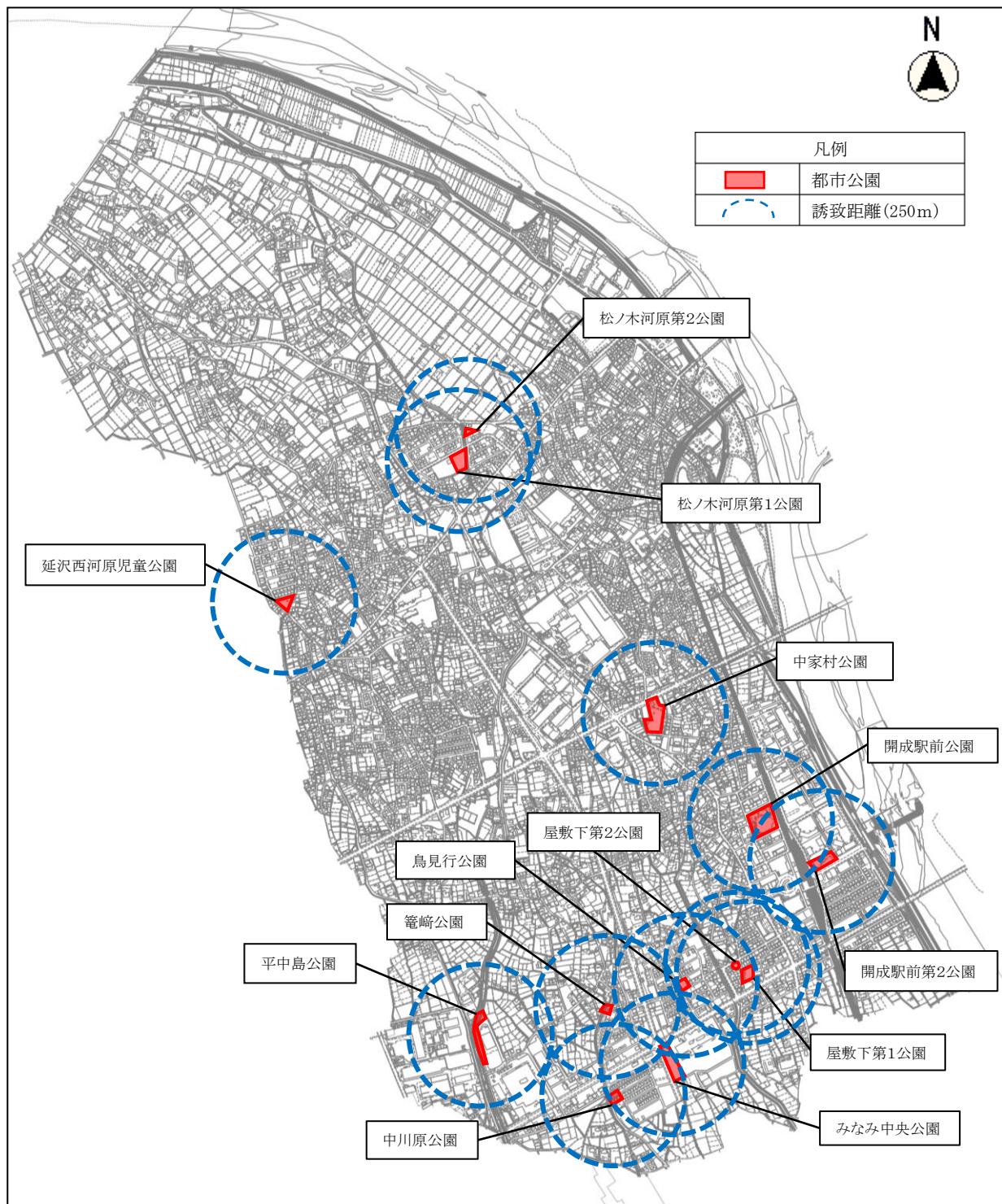
No.	公園名	種別	面積(m <sup>2</sup> )	開設年	経過年数
1	延沢西河原児童公園	街区公園	1145	1982 年	42 年
2	屋敷下第1公園	街区公園	1605.83	1983 年	41 年
3	屋敷下第2公園	街区公園	424	1983 年	41 年
4	開成駅前公園	街区公園	7230.97	1998 年	26 年
5	開成駅前第2公園	街区公園	2587.28	2001 年	23 年
6	中家村公園	街区公園	6638.89	2005 年	19 年
7	松ノ木河原第1公園	街区公園	3844.01	2006 年	18 年
8	松ノ木河原第2公園	街区公園	374	2012 年	12 年
9	鳥見行公園	街区公園	1000.04	2014 年	10 年
10	籠崎公園	街区公園	923.23	2014 年	10 年
11	中川原公園	街区公園	1000.03	2014 年	10 年
12	みなみ中央公園	街区公園	3925.88	2014 年	10 年
13	平中島公園	街区公園	1200	2014 年	10 年

※基準年:2024 年

## （2）公園の配置について

都市公園は、すべて市街化区域内に設置されており、その多くが居住区域内に設置されています。

なお、この都市公園は土地区画整理事業によって設置されたものが多いいため、特定の地域に集中しており、誘致距離が重なっている公園が多いのが特徴です。



### （3）都市公園における公園施設の設置状況について

都市公園のうち遊具を設置している公園は8箇所あります。そのうち最も多くの遊具が設置されている公園は籠崎公園で、6基が設置されています。

また、トイレを設置している公園は6箇所あります。

駐車場及び駐輪場については、街区公園の種別であることから設置されていない公園が多い状況です。

#### ◆都市公園施設一覧表

No.	公園名	遊具	トイレ	駐車場	駐輪場	特記事項
1	延沢西河原児童公園	3基	○	—	—	
2	屋敷下第1公園	3基	—	—	—	兼調整池
3	屋敷下第2公園	4基	—	—	—	兼調整池
4	開成駅前公園	4基	○	—	—	複合遊具有
5	開成駅前第2公園	—	○	—	—	ロマンスカー展示
6	中家村公園	—	○	○	—	水遊び可
7	松ノ木河原第1公園	3基	○	○	—	複合遊具有
8	松ノ木河原第2公園	—	—	—	—	
9	鳥見行公園	—	—	—	○	水遊び可
10	籠崎公園	6基	—	—	○	
11	中川原公園	3基	—	—	○	
12	みなみ中央公園	4基	○	—	○	
13	平中島公園	—	—	—	—	



↑ロマンスカー展示(5 開成駅前第2公園)

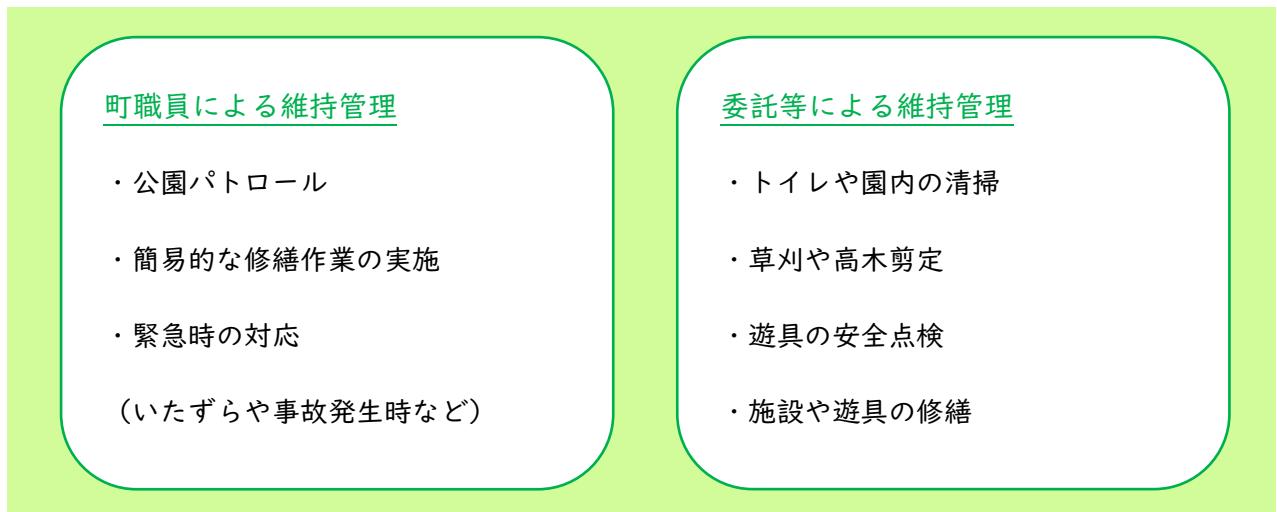


↑水遊びができる水路(9 鳥見行公園)

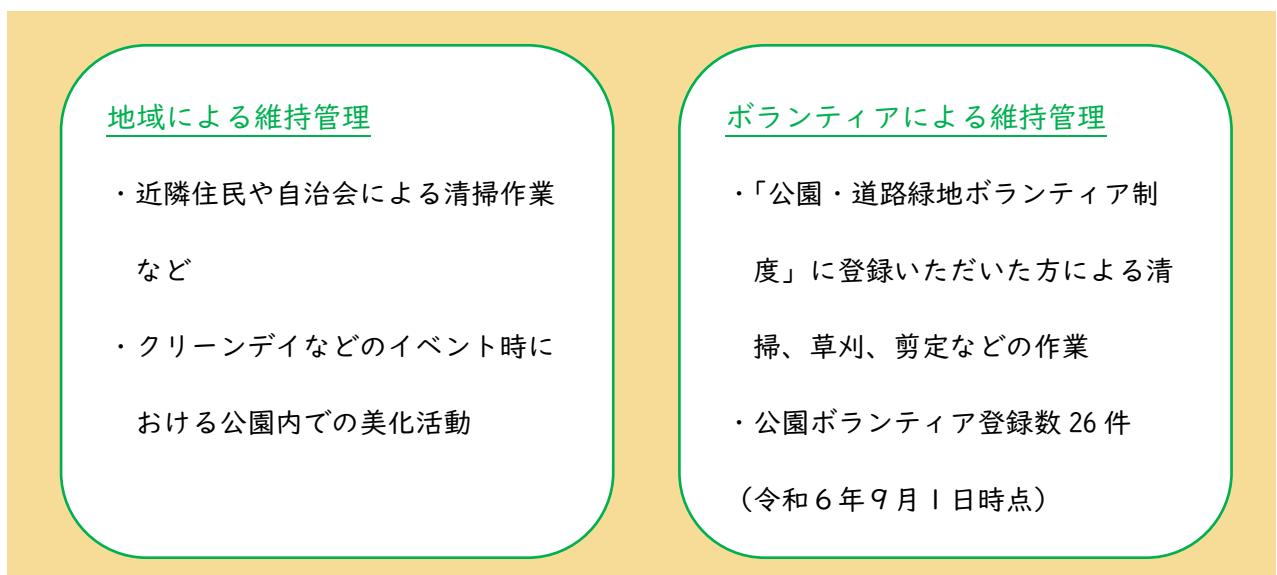
### 3-2 公園維持管理の状況について

都市公園の維持管理方法は、「町職員による維持管理」、「委託等による維持管理」、「地域による維持管理」、「ボランティアによる維持管理」の4つに大きく分けられます。

#### 主要な公園維持管理（町が実施するもの）



補完



### 3-3 公園の課題について

#### （1）公園施設の老朽化

町内の都市公園は、開設から20年以上経過する公園が5箇所（2025年時点では6箇所）となり、40年以上経過している公園も3箇所あります。

多くの公園において、トイレやベンチ、四阿などの公園施設の老朽化が顕著になってきており、特にトイレについては老朽化が進むとともに、人々の生活様式が変化していることなどから、衛生面だけでなく、「使いづらい」あるいは「使わない」施設になりつつあります。

また、8箇所の公園に設置してある遊具についても、他の公園施設と同様に老朽化が進んでおり、年数を経た遊具では、※「遊具の安全に関する基準」を満たしていないことが多い状況です。

なお、遊具は公園施設の中でも利用頻度が多いため、経過年数が浅い場合においても故障等が発生する可能性が高くなっています。

※「遊具の安全に関する基準」とは、一般社団法人日本公園施設業協会が定める遊具の詳細な安全基準を定めたもので、2024年4月に改訂がされました。この基準に適合しない遊具は、直ちに使用中止になるものではありませんが、安全に遊具を使用してもらうためにもこの基準に適合させていく必要があります。



↑開成駅前公園トイレの外観と内観↑

#### （2）遊具の数や質について

遊具の数は、設置してある公園8箇所で、総数30基となります。一番多く遊具が設置されている籠崎公園には6基設置されています。また、他の公園については2~4基の遊具が設置されています。

設置している遊具の主な種類は、複合遊具2基、ブランコ2基、スプリング遊具（ロッキング遊具含む）8基、すべり台4基となります。

令和4年度に実施した「公園利用者アンケート」の調査結果では、「町内の公園をより良くするためには何ですか」の設問に対し、「遊具・健康器具を増やす」という回答が15%と、選択肢の中で最も多くの票を得ました。

また、同アンケートの「町内の公園について、満足している点を教えてください」という設問に対し、「公園内の施設（遊具やトイレなど）が充実している」という回答は全体の8%に留まっており、遊具に対する満足度が低いことが判明しました。加えて、年齢や障がいの有無などに左右されず、誰でも一緒に遊ぶことができる遊具（インクルーシブ遊具）が町内の公園には設置

さておらず、そのようなニーズへの対応が求められています。



↑松ノ木河原第1公園の複合遊具



↑開成駅前公園の複合遊具

### （3）草木の管理について

近年、地球温暖化の影響により、草の繁茂期間が長期化しています。

各公園の草刈りは、年間を通じて計画的に実施していますが、近年は草の繁茂範囲が拡大傾向にあり、夏場の草刈り対応が追いつかない状況も見受けられます。このような状況の中、令和2年度以降は規模の大きな都市公園5箇所について職員のほか専門業者による草刈り作業にて対応しています。しかし、このような追加の対応を行っても草が適切に管理されているという状況には至っていません。

高木の維持管理は、毎年計画的に実施しています。高木の課題として、公園と隣地の境界付近に植えられた高木の枝葉が、道路や民地に越境してしまうことや、大きく成長した木が電線などに接触してしまうことが挙げられます。また、そのような場所に高木が植えられていることで、公園の見通しの悪さにもつながり、公園利用者の安全面への影響が懸念されます。

都市をめぐる社会的・経済的状況が複雑化するなかで、公園の自然環境を社会的共通資本であるグリーンインフラとして積極的に活用し、多様な都市課題の解決に貢献することが求められています。さらには、公園をグリーンインフラとして活用する取組が進むことにより、地域の歴史や文化を守り育てる意欲を高める契機となることを期待されます。（心豊かな生活を支えるサードプレイスとなる公園）



↑隣地との境付近の高木（中家村公園）

#### （4）維持管理費用の上昇について

公園の維持管理費用は、年度によって修繕や工事の内容が異なるため、公園維持管理に係る費用が全体として増加傾向という訳ではありませんが、例年実施している公園維持管理に係る委託業務は、人件費等が上昇しているため、同じ事業内容でも事業費が上昇しています。

さらに、多くの公園施設で更新時期を迎える、定期的に規模の大きな改修工事等が発生することが見込まれます。年々人件費や資材単価は高騰しており、今後実施する場合には、より大きな費用がかかることが予想されます。

したがって、今後は官民連携による柔軟な管理運営に取り組んでいく必要があり、継続的・持続的に運営管理を行っていくためには、パブリックマインド（公共の精神）を有する担い手が自主的、自律的な活動により収益を上げ、これを管理運営の質の向上に還元できる仕組みづくりが必要であると考えます。

特に、全国的に公園の整備・管理運営を民間事業者に積極的に開放し、収益を公園に還元する仕組みが広がり、一定の成果を上げていることを踏まえれば、公園内でのイベントや広告物設置等の収益事業についても研究していく必要があります。

公園の質の向上に寄与するものとして前向きにとらえる方向での取組を一層推進することが、今後の公園を支えるうえで重要であると考えます。

#### 公園維持管理費の推移



※ グラフ内の公園維持管理費は、都市公園だけでなく、町内すべての公園（水辺スポーツ公園を除く）に係る維持管理費です。

※ 公園新規設置に係る費用と、用地購入に係る費用は除外しております。

※ 主たる大規模な改修工事は次のとおりです。

平成21～22年度：あじさい公園改修工事費（12,026,385円）

令和4～5年度：あじさい公園木橋更新工事（6,713,300円）

## （5）イベント等による公園の利用状況について

イベント等により都市公園を使用する場合は、開成町都市公園条例の規定により、「公園内行為許可申請書」を提出し、使用の許可を得る必要があります。

現在の都市公園のイベント等による利用については、自治会や町の他部署からの申請が多く、定期的なイベント（自治会による夏祭りや町の行事など）による利用が多数を占めています。

また、イベント等に利用される都市公園は、開成駅前公園や中家村公園、みなみ中央公園など、比較的規模の大きな公園に集中しています。

新たな時代の公園は、多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指し、新しい取り組みなどによる利用を促進し賑わいの創出、魅力向上につなげる必要があります。

都市公園のイベント等による利用の申請数

申請者	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自治会	6	1	3	4	7
町（他部署）*	10	6	9	11	10
その他	2	1	5	1	1

\*町（他部署）からの申請は、行事等による利用のほか、町の補助団体が開催するイベント利用に係る申請も含みます。

## （6）公園利用のルールについて

開成町の都市公園は、「開成町都市公園条例」で様々な行為が一律で制限されています。また、都市公園ごとに設置された公園利用案内看板において、行為が制限されています。

しかし、行為の制限が多く、多様化する公園へのニーズに対応しきれておらず、公園のポテンシャルを最大限発揮するためには、多様化する利用ニーズに柔軟に応えられるような方策が必要であると考えています。

都市公園で制限している主な行為

条例により制限している行為	利用案内看板により制限している行為
自転車の乗り入れ	ボール遊びや球技 (公園ごとに表記の仕方が異なる)
火気等の使用（公園内で花火は不可）	犬などのペットの放し飼い
植物などの採取	夜間や早朝での公園利用

## 4. 公園再整備の方針について

### 4-1 公園に求められる基本的な役割について

公園は、次に掲げるような機能を有しており、日常生活において欠かせない役割を果たしています。

#### 子育て・教育の場

- ・子どもの創造力を育む場
- ・子どもの遊びのスペースとしての役割

#### 健康・レクリエーション空間の提供

- ・ウォーキングや軽い運動など、心身の健康増進につながる活動の場

#### コミュニティ形成の場

- ・自治会などの地域による活動の場
- ・町が開催するイベントへの町民参画

#### 良好な景観の提供

- ・市街地などにおける、みどりのある景観の確保

#### 自然とのふれあいの場

- ・桜やあじさいなど、季節ごとの植物とふれあうことができる場

#### 防災性の向上

- ・一時避難場所や防災拠点としての役割
- ・災害発生時における延焼防止などの役割

#### 課題解決やチャレンジの場

- ・民間事業者等と連携し、地域課題を解決するための取り組みを実験的に実施する場
- ・定期的なチャレンジショップの開催など、新たな取り組みを始めることができる場

## 4-2 公園再整備における基本的な考え方について

3-3で整理した公園の課題を解決し、「公園に求められる基本的な役割」を十分に発揮することで、誰もが利用したいと思える公園づくりを実現するため、公園再整備における基本的な考え方を次のとおり定めます。



各考え方に基づく公園再整備に向けた取組内容

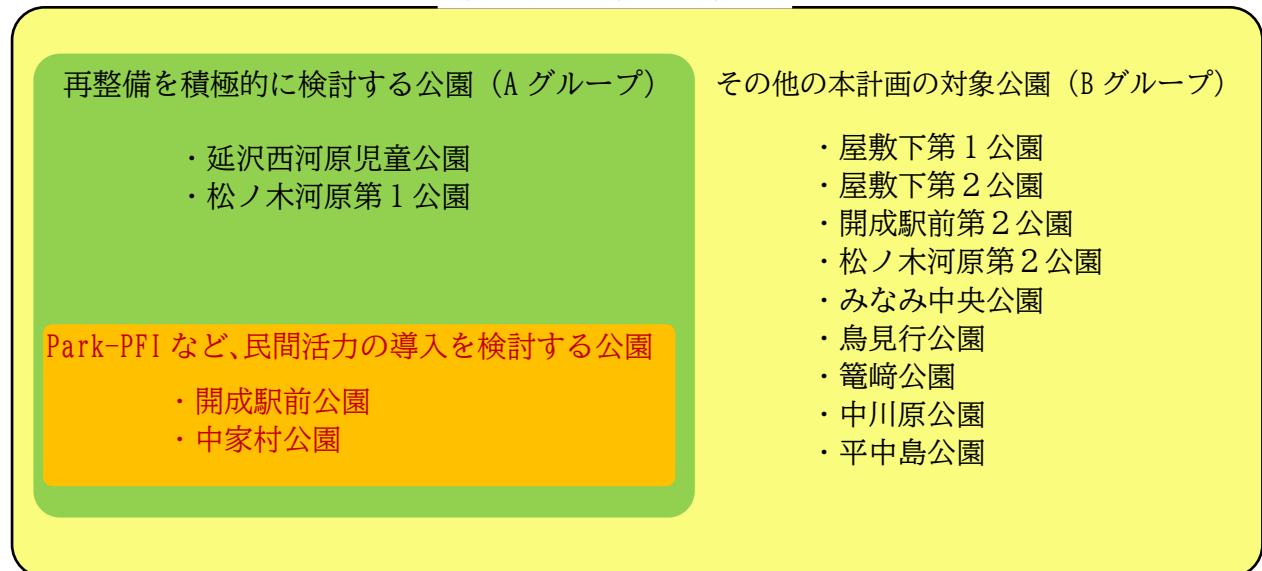
No.	取り組み内容	関連する考え方
1	既存施設の長寿命化の推進	①、②
2	遊具の適切な更新	①、④
3	ユニバーサルデザイン化	③、④
4	草や樹木の適正管理	②、③
5	利用ルールの緩和、自由利用の推進	④
6	新たな財源の確保	②
7	イベント利用の推進	④
8	安全面の確保	③
9	民間活力導入の検討 (Park-PFIなど)	②、④

### 4-3 効果的に公園の再整備を進めるために

前項で示した取組にメリハリをつけて、より効果的に公園の再整備を推進していくために、町内の都市公園にその規模や立地状況から優先順位を設けて、各取組の推進度を次のとおり示します。

#### 再整備の優先順位について

##### 再整備の基本的な考え方



#### 各取組の推進度

No.	取り組み内容	A グループ	B グループ
1	既存施設の長寿命化の推進	◎	◎
2	遊具の適切な更新	◎	○
3	ユニバーサルデザイン化	◎	○
4	草や樹木の適正管理	◎	◎
5	利用ルールの緩和、自由利用の推進	◎	○
6	新たな財源の確保	◎	○
7	イベント利用拡大の推進	◎	○
8	安全面の確保	◎	◎
9	民間活力導入の検討 (Park-PFI など)	◎(2公園のみ)	—

※◎：積極的に推進する ○：適宜推進する —：対象外

#### 4-4 取組内容について

##### （1）既存施設の長寿命化の推進

施設の適切な点検を行い、計画的に修繕や更新を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。

施設の更新については、再整備の優先順位を基に、「修繕費≥更新費」となるタイミングで計画的に更新を実施していきます。なお、施設更新の際は、イニシャルコストだけでなく、ランニングコストについても検討し、維持管理しやすい施設への更新を図ります。

例) 木製のベンチ⇒プラ擬木製のベンチへ更新

公園内照明灯の積極的な LED 化 など

具体的には、公園ごと、施設ごとにカルテを作成し、施設の修繕箇所やその頻度のコストについて記録することで、その施設の適切な修繕方法や更新のタイミングについて判断をしやすくしていきます。

なお、公園内のトイレについては、経年劣化による安全面だけでなく、衛生面についても配慮し、適切な修繕・更新を実施することで「使われない施設」からの脱却を図ります。

##### 効果的な施設更新の例



あじさい公園の木橋について、経年劣化や湿気による腐敗が激しく、定期的に修繕を実施していくが、修繕の頻度やコストが高くなってきたタイミングで、維持管理しやすいプラ擬木製の橋へ更新しました。

## （2）遊具の適切な更新

古い遊具が多く、遊具についての満足度も低い状況ですが、古い遊具をすべて新しい遊具に更新することは困難であるため、基本的には、既設の遊具を修繕して使用し、「修繕費≥更新費」となるタイミングで、再整備の優先順位を基に計画的に更新をしていきます。具体的には、遊具安全点検の結果や修繕履歴、修繕コストについてデータベース化し、適切な修繕や更新を実施できるよう取り組みます。

なお、遊具の更新は劣化状況や例年実施している安全点検の結果だけでなく、安全基準を満たしていない遊具についても更新の対象とし、安全基準を満たした遊具への転換を図るとともに、遊具の更新の際には、既設遊具とのバランスを踏まえながら近年需要が高まっている「インクルーシブ遊具」への更新を考慮していくとともに、遊具の集約化についても検討を行います。

## （3）ユニバーサルデザイン化

誰でも安全・安心に公園を利用できるよう、施設の修繕や更新の際は、施設のユニバーサルデザイン化を積極的に検討します。

具体的には、公園内の段差の解消やトイレの洋式化、遊具広場のゴムチップ舗装化などを、再整備の優先順位を基に検討していきます。また、近年需要が高まっている「インクルーシブ遊具」について、町内に設置されている公園がないため、多様化する公園へのニーズに対応するためにも、新設を積極的に検討します。

なお、インクルーシブ遊具の新設にふさわしい公園については、次のとおりの優先順位とします。

### インクルーシブ遊具の設置優先度について

優先順位	公園名	立地	駐車場有無	広さ	その他公園施設
1	中家村公園	◎	◎	◎	○
2	開成駅前公園	◎	×	◎	△
3	松ノ木河原第1公園	△	◎	○	○
4	みなみ中央公園	△	×	○	○
5	延沢西河原児童公園	△	×	△	△

※「その他公園施設」は、トイレや園路などのバリアフリー化の状況など、インクルーシブ遊具と併せて整備をすべき施設の状況を評価したものです。

## （4）草や樹木の適正管理

草の繁茂については、LINE の異常通報機能を活用し、公園内の草の繁茂状況を住民から効率的に収集できるようにすることで、草刈の実施時期や優先順位を適切に判断できるように取り組むとともに、草が繁茂する範囲が拡大してきている公園については、ダスト舗装などによる草を生えなくするための対策を検討します。

また、ボランティア制度について、町ホームページや SNS を活用し、制度の周知を図るとともに、制度の拡充等についても検討を行い、登録者数増加に向けた取組を推進します。

高木の管理については、定期的な剪定が必要な樹木について、位置や樹種、実施年等をデータベース化し、効果的・効率的な剪定を実施していきます。

また、巨大化した樹木、害虫被害のある樹木については、台風等の荒天に伴う倒木や枝折れなどの事故のリスクを軽減するため、樹高の抑制や撤去・植え替えにも取り組みます。

なお、公園の出入り口付近や隣地境の樹木については、見通しの悪化や民地等への越境など、様々な問題の原因となることから、計画的な剪定や、場合によっては中低木への植え替えを検討し、樹木の適正配置を推進します。

#### (5) 利用ルールの緩和、自由利用の推進

公園は、公園施設の有無、立地、面積や周辺環境など、各公園でその条件が異なることから、公園ごとの条件にあったルール作り（緩和）をしていくことが、公園利用の満足度の向上につながると考えます。

しかしながら現状は、「開成町都市公園条例」で一律に禁止事項を設けているほか、公園ごとの利用案内看板により利用ルールを設けています。

今後、「禁止事項は必要最低限度にとどめ、利用者が各自の自由な発想に基づき、他の利用者に配慮しながら自由に公園を利用してもらう」という考え方のもと、公園ごとの利用ルールを検討していきます。

検討にあたっては、その公園の利用方法や周辺環境などに熟知している自治会や周辺住民との協働により進めていくことが望ましいため、「パークマネジメント※」の導入についても推進していきます。

##### ルール緩和の例)

「利用可能な場所を定めたうえでのボール遊び」

「保護者同伴のうえで子どもの自転車の練習」

「利用可能な場所を定めたうえでの手持ち花火」など

※パークマネジメント…地域の方が公園をもっと身近に感じられるよう、地域と町が協働しながら公園の管理・運営を行うこと。

#### (6) 新たな財源の確保

公園維持管理に充てる新たな財源の確保については、「公園ネーミングライツ」や「自動販売機設置」などが挙げられます。

ネーミングライツの実施にあたっては、民間事業者などからの需要について調査を行い、その実現性について検討を行います。なお、公園名には地域の意向が反映されている公園もあることから、実施にあたっては地域と協議をしながら進めています。

公園への自動販売機設置については、令和6年6月から開成駅前公園に試験的に自動販売機を設置していますが、暑さ対策等を踏まえ、他の公園においても設置を検討していきます。

大規模な修繕・改修を実施するにあたっては、企業版ふるさと納税の活用やクラウドファンディングの実施についても検討していきます。

#### (7) イベント利用拡大の促進

健康づくり分野や子育て分野などの部署との連携により、イベント開催時の会場として、公園を積極的に利用してもらうよう、組織内での調整を図ります。

また、パークマネジメントの導入により、自治会等の地域住民による公園利用の活性化を図る

とともに、民間事業者等と連携し、CSR活動の場として公園を利用してもらい、地域貢献の場として活用してもらえるよう検討を行います。

なお、公園でのイベント利用拡大を促進するにあたり、社会実験を実施しながら、問題点等を洗い出し、利用に係るルールを作成するとともに、申請方法や許可の基準を明確にするよう取り組みます。

## （8）安全面の確保

見通しの悪化の原因となるような、公園の出入り口付近や隣地境の樹木については、計画的な剪定や、場合によっては中低木への植え替えを検討し、公園内の見通しの確保を図ります。

また、引き続き公園パトロールを定期的に実施し、危険箇所の早期発見、早期対応を実施していくとともに、LINE の異常通報機能を活用し、危険箇所に係る情報を迅速かつ効率的に収集できるように取り組みます。

併せて、公園内には防犯上だけでなく、いたずらや迷惑行為の防止のため、防犯カメラの設置を推進していきます。

なお、防犯カメラの設置にあたっては、開成駅前公園に設置した「防犯カメラ機能付き自動販売機」のように、民間事業者と連携するなどコストを抑えながら設置できる取組を推進していきます。



防犯カメラ機能付き自動販売機

（開成駅前公園）

・開成町、設置者（民間事業者）、警察署との間で「防犯活動に関する協定」を締結し、自動販売機の防犯カメラを活用した防犯活動を促進しています。

## （9）民間活力導入の検討（Park-PFIなど）

比較的大きく、利用者の多い中家村公園や開成駅前公園においては、施設整備や更新などに係る費用削減と、利用者向けのサービス拡充を目的に、Park-PFI をはじめとする民間活力の導入を積極的に検討していきます。

なお、民間活力の導入にあたっては、民間事業者等に対してサウンディング調査を実施し、その実現可能性について検討を行います。

### 民間活力導入のメリット（Park-PFIの場合）

行政側	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間資金を活用することで、特定公園施設の整備に係る財政負担が軽減される。</li> <li>民間のノウハウやアイデアを取り入れた整備、管理により、公園のサービスレベルが向上する。</li> </ul>
民間 事業者側	<ul style="list-style-type: none"> <li>特例措置により、都市公園内に規模の大きな収益施設を設置できる。</li> <li>特例措置により、最長で20年という長期的な視野での投資、経営ができる。</li> <li>自らが設置する収益施設に合った広場等（特定公園施設）を一体的にデザイン・整備することで、収益の向上にもつながる質の高い空間を創出できる。</li> </ul>
利用者側	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲食施設の充実など、利用者向けのサービスが充実する。</li> <li>老朽化し、質が低下した施設の更新が進むことで、公園の利便性、安全性が高まる。</li> </ul>